2025 年 6 月 16 日

こどもの貧困をなくすための共同提言(案)

－「子どもの貧困対策推進」から「こどもの貧困解消」へ！－

公益財団法人あすのば、認定特定非営利活動法人キッズドア、特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、認定特定非営利活動法人 Learning for All

2013 年に成立した「子どもの貧困対策法」。昨年 6 月には、私どもの要望の多くを取り入れていただき「こどもの貧困解消法」へと抜本的に改正されました。ご尽力をいただきました「子どもの貧困対策推進議員連盟」の国会議員のみなさま、政府各省庁のみなさまに心からお礼申しあげます。

この法律に基づき、多くの施策が行われてきましたが、こどもの貧困を根本的に解消するには至っていません。一方、物価、とりわけ米価の高騰により、主食を食べられず、こどもの体重が減るなどの状況が報告され、こどもや保護者の生活は危機的な状況です。そこで、法律制定 12 周年にあたり、こどもの貧困を解消するために、こどもの貧困対策に取り組む 5 団体で、国・自治体に対し、以下について共同で提言します。

Ⅰ　困難な状況にあるこどもとその世帯への支援拡充

1. 困窮子育て世帯への支援

(1)最も貧困率の高いひとり親世帯への経済的支援の大幅拡充
　①行政による養育費立替支援事業を全自治体で実施(兵庫県明石市、さいたま市など)
　②児童扶養手当の大幅な増額と所得制限などのさらなる緩和、毎月支給(明石市)
　③児童扶養手当の所得制限超過の世帯にも医療費減免などの施策(川崎市)
(2)低所得子育て世帯への児童手当の加算など、ふたり親世帯も含めた経済支援の拡充
(3)生活保護制度のさらなる柔軟な運用
　①自動車を保有していても、こどもが高等教育進学でも、生活保護の支給
　②「生活保護は権利」という啓発推進と捕捉率の改善
(4)水道光熱費などライフラインの料金減免(東京都)
(5)空家活用などによる安価な住宅の提供
(6)通勤・通学などの交通費補助(沖縄県・川崎市)

2. こどものいのちと生活を守る支援

(1)全国どこでも、こどもたちが行ける学区単位に公助による居場所の設置
　①夕食・入浴、長期休暇中の居場所や食事提供など生活・学習支援の拠点(沖縄県南風原町など)
　②居場所のない若者も安心して過ごせる、若者たちのユースセンター
　③居場所へ通うためのこどもの送迎や交通費の支援
(2)こどもの虐待相談・保護体制の早急な拡充と虐待防止対策の改善・拡充
(3)実効性の高いこどもの孤独・孤立対策と自殺対策
(4)若年など困難な状況にある妊産婦支援と、その子育て・高等教育までの就学継続・就労の支援
(5)大学・専門学校生やその保護者も含めた医療費の無償化

3. 子ども・若者の学びを守る支援

(1)就学援助の増額と所得制限の緩和及び周知の徹底と家計負担を軽減するための学校備品化の促進
(2)高校入学準備金の支給(明石市・山梨県など)、高校生等奨学給付金の所得制限緩和・増額
(3)家庭学習などのための通信環境の保障や高校生へのタブレット端末などの無償貸与
(4)受験時の学習塾費用などの支援(東京都)
(5)要支援度の高い学校への教員加配、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー常勤化による学校プラットフォーム／チーム学校体制の充実

(6)高校生のための学校プラットフォーム／チーム学校体制の拡充
(7)部活動地域移行にともなう家計補助制度の創設、習い事などの体験格差を生む放課後活動に対する補助制度の創設
(8)不登校の児童生徒のフリースクール通学、通信教育などへの家計補助
(9)「校内居場所カフェ」など校内にも、こどもにとって居心地のよい場の提供
(10)高等教育無償化制度の大幅な所得制限の緩和

4. 保護者・若者の就労と生活の安定などへの支援

(1)保護者に対する安定した雇用の促進、就労による所得増加の促進
(2)高卒などで就職する若者への税と社会保険料の大幅な減免
(3)進学や就職に困難を抱える若者への支援の充実
(4)若者の奨学金返還に関する大幅な負担軽減

Ⅱ　こどもの貧困解消法・こども基本法に基づく体制強化

1. こどもの貧困解消法・こども基本法に基づく、こどもの貧困対策計画・こども基本条例の改定・制定

(1)こどもの貧困解消に向けた国による一層の対策の拡充、都道府県・基礎自治体の「こどもの貧困対策計画」の改定・策定
(2)貧困当事者・虐待被害者や社会的養護のこども、障害のあるこども、海外につながるこども、ヤングケアラーなどの意見表明・こどもの最善の利益を重視した都道府県・基礎自治体の「こども基本条例」の策定
(3)学校・園などで働く人への研修、教育活動を含む活動全般におけるこどもの貧困解消法・こども基本法の周知・実践および相談・支援体制の充実

2. 国・自治体におけるこどもの貧困対策の推進体制の強化

(1)「最優先課題」としてのこどもの貧困対策の推進体制の拡充
(2)自治体の審議会などにユース委員の参画、こどもおよび貧困当事者の意見反映および参画の仕組みの早急な整備と実現
(3)こどもの貧困対策への予算措置の拡充と着実な実施状況の「見える化」

3. こども政策・こどもの貧困対策を支える人的体制・行政体制の拡充

(1)教育・福祉・医療・司法・療育などのあらゆる分野で専門職・人材配置の拡充
(2)民間支援団体の質の高い活動継続と雇用維持のための公的支援の充実
(3)学校プラットフォーム／チーム学校体制から「こども家庭センター」を拠点としたこどものための協働体制の拡充、地域の支援団体との官民協働体制のさらなる推進（「地域子どもプラットフォーム」への移行）へ行政体制・官民協働体制の推進
(4)プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげるためのデータ連携の取組の推進

4. こどもの貧困解消に向けた全国調査・研究の実施

(1)改正された「こどもの貧困解消法」に基づく全国調査・研究の実施

Ⅲ　物価高騰の継続などによる緊急支援の実施

1. 物価高騰の継続中は「低所得子育て給付金」の定期支給

2. 水道光熱費・食料・生活物資の支援や就労・住居支援など官民が連携した事業の継続実施のための支援策の拡充

3. 家計悪化などによる高校・大学・専門学校などの中退防止のための学費減免や経済的支援策の拡充

以上